

専決処分した事件の報告について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第7号

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年5月17日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第2号
令和元年5月17日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重 真一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（令和元年6月1日から30日までの市長の給料月額の特例措置）

- 21 市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、令和元年6月1日から30日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。
- 22 令和元年6月1日から30日までの間に支給される市長の期末手当及び退職手当を計算する場合における市長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和元年6月1日から施行する。